

第2章 貸付申込み

訓練促進資金の貸付申込みは、横浜市こども青少年局子ども家庭課を通じて行ってください。

1. 申込書類

(1) 申込書類の配布・受付

横浜市こども青少年局 こども家庭課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話 045-671-2390

(2) 申込書類の作成・提出期限等

① 申込者は、以下の書類を作成し、添付してください。

入学準備金	就職準備金
≪ 共通 ≫ 1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申込書（様式第1号） 2. 個人情報の取扱いについて（様式第2号） 3. 個人情報の取扱いについて（横浜市指定様式）	
	≪ 上記に加え ≫ 4. 養成機関の修了を証明する書類（卒業証明書等） 5. 資格の取得を証明する書類（資格証の写し等）

② 書類作成上の注意点

- ア 申込みは「入学準備金」、「就職準備金」それぞれ事由が発生したときに、お申込みください。同時に両方の資金を申し込むことはできません。
- イ 連帯保証人については貸付決定した後、改めて詳細情報を提出いただきますが、貸付決定した場合の貸付金の利子にかかわりのある項目になりますので、連帯保証人の要件をご確認の上、必要事項をご記入ください。
- ウ 「就職準備金」を申し込む際、資格証や免許証が届いていない場合は、登録済証明書を添付してください。ただし、後日資格証等の写しを提出していただく必要があります。
- エ 貸付申込書の「親権者又は未成年後見人」欄は、法定代理人が複数名いる場合は、全員の同意が必要です。
- オ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し訂正印を押印してください。

③ 申込み期間

- ア 入学準備金：養成機関に入学した月を含めて6か月以内
- イ 就職準備金：養成機関を修了し、資格試験に合格した月を含めて6か月以内
- ※申込締切日が休日の場合は、翌営業日を締切り日とします。

2. 申込みにあたり留意点

(1) 申込者が未成年の場合

法定代理人のうち1名を連帯保証人に立ててください。ただし、その法定代理人が連帯保証人の除外要件に該当する場合は、「債務を弁済する資力」を有するとみなされないため、実質連帯保証人不在となり、有利子による貸付けとなります。

(2) 利子

貸付金の利子は、返還債務の履行猶予期間経過後から発生し、履行猶予期間中は無利子です。そのため、養成機関卒業後、返還免除となる業務に一定期間従事し、返還免除を受けた場合は、利子は発生しません。

3. 他の奨学金・給付金制度等との併用について

- (1) 日本学生支援機構・日本政策金融公庫
併用が可能です。ただし、高等教育の修学支援新制度は併用不可です。
- (2) 専門実践教育訓練給付金（雇用保険制度）
訓練促進資金（入学準備金）との併用はできません。ただし、訓練促進資金（就職準備金）との併用は可能です。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
併用が可能です。ただし、資金の種類や、訓練促進給付金の受給期間中であるかどうかなど、条件によっては貸付けが制限される場合があります。詳しくは居住する区の区役所（福祉保健センター）こども家庭支援課でご相談ください。
- (4) 生活福祉資金（教育資金就学支度費等）
原則、他制度優先のため併用できません。ただし、養成機関へ学納金を納めなくてはならない時期に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金）」の資金が間に合わない、又は用途の異なる費用が必要な場合等は、居住する区の区社会福祉協議会へご相談ください。